

のしるの国保

令和6年
6月25日
発行

発行 能代市 市民福祉部 市民保険課 電話 89-2166

国民健康保険税の納税通知書を発送します

令和6年度国保税の納税通知書を7月12日付けで世帯主あてに発送いたします。
世帯主が国保加入者でない場合でも、同じ世帯に加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送られます。
納税通知書がお手元に届かない場合や、内容についてご不明な点がございましたら、税務課市民国保税係（☎89-2126）までご連絡ください。

令和6年度の国保税について

令和6年度は税率に変更はありませんが、課税限度額について支援金等分が22万円から24万円へ引き上げられました。

課税限度額は、社会保険など他の保険とのバランスを考慮した引き上げとなっています。皆さまには、国保財政の健全な運営のためにご理解をお願いいたします。

年間国保税額	=	医療分	+	後期高齢者 支援金等分	+	介護分 (※40～64歳の人のみ)
		↓		↓		↓
所得割 (加入者1人ごとに計算して合算) 均等割(1人あたり) 平等割(1世帯あたり) 課税限度額		(前年の所得-43万円) ×7.45% 17,300円×加入者数 20,700円 650,000円		(前年の所得-43万円) ×2.88% 6,600円×加入者数 8,000円 240,000円		(前年の所得-43万円) ×1.93% 5,800円×加入者数 5,100円 170,000円

国保税の軽減基準が緩和されました

国保税には、世帯主と国保加入者等の軽減判定用所得が基準を下回る世帯について、均等割、平等割の金額を軽減（7割・5割・2割）する制度があります。経済動向などを踏まえ、軽減基準が下記のとおり緩和されました。

※未申告の方が世帯にいと、軽減制度に該当しません。

前年中の軽減判定用所得が下記の金額以下の世帯		軽減割合
令和5年度	令和6年度	
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29.5万円×(世帯内の被保険者数)	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +53.5万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +54.5万円×(世帯内の被保険者数)	2割

詳しい計算方法については、能代市のホームページをご覧ください。税務課市民国保税係（☎89-2126）までお問い合わせください。

国保税の納付方法について

国保税は、特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書か口座振替）で納めていただきます。納付方法については、7月にお送りする納税通知書に記載されておりますので、必ずご確認ください。

特別徴収：偶数月ごとに年金から天引きして徴収します。

普通徴収：1年分を7月から9回に分けて納めていただきます。納付可能な店舗等は下記のとおりです。

コンビニ等	納付書の裏面をご確認ください。（全国の店舗及びスマートフォン決済アプリで納付できます）
郵便局	東北6県内の郵便局（ゆうちょ銀行） ※秋田県以外の一部の簡易郵便局では取り扱いできない場合があります。
金融機関の本店・支店	秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合、東北労働金庫、あきた白神農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合、全国の地方税統一QR対応金融機関
能代市役所	本庁 会計課（③番窓口）、二ツ井地域局 総務企画課（⑧番窓口）、富根出張所、市民サービスセンター（イオン能代店3階）

※コンビニ・スマートフォン決済アプリ・郵便局で納付した分を市が確認できるまで1週間程度かかります。

納付後すぐに納税証明書が必要な場合は納付書で納付し、必ず「領収書」を持参の上、証明書発行窓口にご提示ください。

※令和5年度から納付書に地方税統一QRが印字され、全国の地方税統一QR対応金融機関で納付することができます。また、「地方税お支払いサイト」によりクレジットカード払いやインターネットバンキングなどを利用することもできます。ただし、納税額のほかに決済手数料などが必要となることもあります。詳しくは「地方税お支払いサイト」をご確認ください。



リンク先は「地方税お支払いサイト」

【口座振替がおすすめてです】

納付を口座振替にすることで、国保税の納め忘れを防ぐことができます。

キャッシュカードで簡単に口座振替の登録ができる、ペイジー口座振替受付サービスを実施しています。どうぞご利用ください。

詳しくは、能代市のホームページをご覧ください。か、税務課収納対策室（☎89-2128）までお問い合わせください。

納付が困難となる場合は早めにご相談を!!

国保税の納付が困難となったときは、納期をさらに分割したり、猶予できる場合があります。

また、特別な事情等がある場合には、申請すると減免が認められることもあります。減免の申請をする方は、添付書類とともに納期の7日前までに申請してください。（納期未到来分のものが対象です）

【問い合わせ先】

納税相談	税務課収納対策室（②⑤番窓口）	☎89-2128
	二ツ井地域局総務企画課（⑧番窓口）	☎73-2112
減免申請	税務課市民国保税係（②⑥番窓口）	☎89-2126
	二ツ井地域局総務企画課（⑧番窓口）	☎73-2112

新しい高齢受給者証をお送りします

高齢受給者証には、70歳から74歳の国保加入者が医療機関で支払う一部負担金の負担割合（2割または3割）が記載されています。毎年8月1日を基準日として一部負担金の負担割合を再判定しています。所得の修正申告や世帯の変更があったときなどは、負担割合が変わる場合があります。

※医療機関などで診療を受けるときは、保険証と一緒に必ず提示してください。

一部負担金の負担割合	2割	3割
対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税世帯の人 ○本人及び同じ世帯の70歳から74歳の国保加入者の住民税の課税所得が145万円未満の人 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民税の課税所得145万円以上の人 ○住民税の課税所得145万円以上の70歳から74歳の国保加入者が同じ世帯にいる人

保険証と一緒に提示を！



「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年申請が必要です

高額な治療を受けるときは、病院や薬局の窓口で「限度額適用認定証」などを提示することで、1つの医療機関に支払う1ヵ月の一部負担金の支払いが限度額までになります。

認定証は、申請した月の1日からの適用となり、有効期限は毎年7月31日です。引き続き使用する場合は申請が必要です。

なお、区分は住民税の課税状況によって変わります。また、国保税に納め忘れ（滞納）があると交付できない場合があります。



70歳から74歳までの下記区分の人と、70歳未満で認定証をお持ちの人には、7月中に申請書を郵送します。

住民税の課税状況	認定証の種類	年齢	区分
課税世帯	限度額適用認定証	70歳未満	ア・イ・ウ・エ
		70歳～74歳	現役並みI・II
非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	70歳未満	オ
		70歳～74歳	低所得者I・II

※70歳～74歳の方で上記の区分に該当しない場合は、保険証と高齢受給者証のみで限度額が適用になります。区分は、高齢受給者証をお送りする際にお知らせしていますが、不明な場合は市民保険課（☎89-2166）にお問い合わせください。

出産育児一時金について

1児につき、50万円が支給されます。(産科医療補償制度対象外などのときは48万8千円)。

出産育児一時金は、出産費用として病院の支払いに充てることができます。これを直接支払制度または受取代理制度といいます。この場合、出産費用が50万円未満の時は、申請により差額を世帯主に支給します。なお、出産費用が50万円以上の場合は、すでに全額支給されていることとなりますので手続きは不要です。

また、直接支払制度、受取代理制度を利用しない場合は、病院に出産費用を全額お支払いした後に、出産育児一時金を受け取ることができます。



☆注意☆

出産した日に国民健康保険に加入している人でも、会社の健康保険に1年以上加入していた人(被扶養者を除く)が、その健康保険の資格を喪失してから(国保に加入してから)6カ月以内に出産した場合、以前加入していた健康保険から出産育児一時金が支給されます。詳しくは、加入していた健康保険にご確認ください。

事故などにあったら必ず届出を!

交通事故などによるけがの治療に国保を使う場合は、届出が義務づけられています。このような場合、国保は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は、後で被害者に代わって加害者に請求します。国保で支払った医療費を加害者に請求するためには被害者からの届出が必要となりますので、すみやかにご連絡ください。傷病届等の作成などについては、損害保険会社が援助することになっていますので、担当する損害保険会社に相談されることをお勧めします。

また、被害者と加害者が示談していたときは、その医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談は慎重にしてください。示談成立の場合は、示談書の写しを国保の窓口へ提出してください。

★このような例があります

①交通事故



②けんか



③他人のペットにかまれた



④飲食店で発生した食中毒



⑤スキーでの接触事故



⑥建物や工事現場からの落下物によるけが



※なお、飲酒運転や無免許運転などの法令違反の場合は、国保は使えません。